

議案第 4 1 号

北本地区衛生組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により、北本地区衛生組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 4 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本地区衛生組合規約の一部を変更する規約

北本地区衛生組合規約（昭和 3 9 年埼玉県指令 3 9 地第 4 , 1 8 6 号）の一部を次のように変更する。

第 1 3 条第 2 項中「及び外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）により外国人登録がされている者の合計数」を「の数」に改める。

附 則

この規約は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 2 1 年法律第 7 7 号）の施行の日から施行する。

議案第41号参考資料

北本地区衛生組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

(下線は変更部分)

現 行	変 更 案
<p>(経費)</p> <p>第13条 組合の経費は、組合の事業(財産)より生ずる収入及びその他の収入をもってこれにあて、なお不足すると認められるときは、次の割合をもって組合市町村が負担する。</p> <p>人口割 10%</p> <p>処理量割 90%</p> <p>2 前項の人口(久喜市においては、別表に掲げる区域の人口とする。)は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により住民基本台帳に記録されている者及び外国人登録法(昭和27年法律第125号)により外国人登録がされている者の合計数とし、処理量割は、当該年度の前年の1月1日より12月末日までに組合が処理したし尿の量とする。</p>	<p>(経費)</p> <p>第13条 組合の経費は、組合の事業(財産)より生ずる収入及びその他の収入をもってこれにあて、なお不足すると認められるときは、次の割合をもって組合市町村が負担する。</p> <p>人口割 10%</p> <p>処理量割 90%</p> <p>2 前項の人口(久喜市においては、別表に掲げる区域の人口とする。)は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により住民基本台帳に記録されている者の数とし、処理量割は、当該年度の前年の1月1日より12月末日までに組合が処理したし尿の量とする。</p>